

特別警報発表時における家族会会員の安否確認等実行措置について

1 平成 30 年 7 月豪雨災害の状況

- (1) 西日本を中心とした大雨の影響で 7 月末日現在、死者 220 名、安否不明 9 名の甚大な被害が発生しました。
- (2) 家族会会員及び隊員家族の安否確認の現況
 - ア 京都府綾部市の家族会員ご夫妻が被災し、ご逝去されました。謹んでご冥福をお祈りいたします。隊員は、空自経ヶ岬基地勤務です。
 - イ 広島県の隊員家族 1 名（母親：非家族会員）の安否が不明です。
 - ウ その他の大雨特別警報が発表された福岡、佐賀、長崎、山口、鳥取、岡山、愛媛、高知、香川、大阪、兵庫、岐阜の各県等では人的被害の報告はありません。

2 特別警報発表時における各県家族会の対応

今後も、数十年に一度の大雨（土砂災害、浸水災害）、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮、震度 6 弱以上の地震、3メートルを超える津波、居住地域で避難準備・避難が必要な噴火については特別警報が発表されることが予想されます。

前項にあるとおり今般の痛ましい犠牲に鑑み、今後各県家族会におかれましては、状況が許す限り以下に示す対応を宜しくお願い申し上げます。

- (1) 当該県家族会会長は、会員の安否確認を自発的に実行し、人的被害の有無を家族会事務局へ報告
- (2) 当該県家族会会長は、当該駐屯地等と調整の上、必要に応じて隊員家族の安否確認等を実行し、結果を家族会事務局へ報告
- (3) このため、日頃からの会員相互の連絡手段を確保